

令和３年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（次世代燃料供給体制構築支援事業のうちＳＳ過疎地対策計画策定支援事業に係るもの）」
に係る補助事業者（執行団体）募集要領

令和３年２月１９日
経済産業省 資源エネルギー庁
資源・燃料部 石油流通課

経済産業省では、令和３年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（次世代燃料供給体制構築支援事業のうちＳＳ過疎地対策計画策定支援事業に係るもの）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

※本事業は、令和３年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとする。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約

（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とするとは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

1. 事業内容

本事業は、ＳＳ過疎地等の自治体（以下「間接補助事業者」という。）が行う燃料供給体制に係る計画を策定する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、当該経費を助成する事業を実施する民間団体等に対して補助するものです。（間接補助事業の内容は別紙参照）

2. 事業スキーム

経 済 産 業 省	
（申請） ↑ ↓ （補助）	補助率：定額補助（１０／１０）
民間団体等（補助事業者）	
（申請） ↑ ↓ （補助）	補助率：定額補助（１０／１０）
ＳＳ過疎地等自治体（間接補助事業者）	

※補助事業者から経済産業省への申請に当たっては、補助金申請システム「Ｊグランツ」を使用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとする。

3. 事業実施期間

交付決定日～令和４年３月３１日

4. 応募資格

本補助金の応募資格を有する民間団体等は、次の（１）～（６）までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- （１）当該補助事業を適切に遂行できる体制を有していること。
- （２）当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。

- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
 - (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
 - (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
 - (6) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」(1)～(4)に該当しないこと。
- なお、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

5. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数：1件
- (2) 補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、180,000千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額等については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

- (3) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

- (1) 募集期間

募集開始日：令和3年2月19日（金）

締切日：令和3年3月10日（水）正午必着

※Jグランツを利用する場合、締切日までに申請を実施したもの。

※電子メール及び郵送等の場合、締切日までに到着が確認できたもの。

- (2) 応募書類

①補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビジIDの取得が必要です。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x0000010IpeEAG>

- ②電子メールの場合は以下の資料を提出してください。その際メールの件名（題名）を必ず「令和３年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（次世代燃料供給体制構築支援事業のうちＳＳ過疎地対策計画策定支援事業に係るもの）」申請書」としてください。

なお、１０ＭＢを超過するメールは受信出来ないため分割して提出してください。（各資料のファイル名はそれぞれが何の資料か分かるようなファイル名にしてください。）

- ③やむを得ない理由により①Ｊグランツ又は②電子メールによる提出により難しい場合には、紙媒体にて提出してください。その場合は、以下の書類を一つにまとめ、書類のタイトルを「令和３年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（次世代燃料供給体制構築支援事業のうちＳＳ過疎地対策計画策定支援事業に係るもの）」申請書」と記載してください。

【提出書類】

- ・ 申請書（様式）
- ・ 企業・団体概要（名称、所在地、設立年月日、主な事業内容、組織図、従事者数）
- ・ 本事業を実施するに当たっての事業計画書、財政計画書及び補助金申請額積算案（経費単価の根拠含む）
- ・ 間接補助事業の実施体制・スキームに関する説明書（実施組織及び人員並びに補助事業を遂行できる理由）
- ・ 間接補助事業者の募集方法、申請方法、採択方法及び審査方法（補助対象経費、審査基準、審査体制）に関する説明書
- ・ 当該事業と同種の補助事業に関連した実績、又は、当該補助事業執行の技術的能力（知見、能力の有無）に関する説明書
- ・ 当該補助事業執行における経理的基礎（経理処理能力、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制及び財務状況等）に関する説明書
- ・ 決算報告書及び収支計算書（直近１ヶ年分）
- ・ 定款又は寄附行為
- ・ その他補足資料

※紙媒体での提出の場合は、Ａ４サイズで１部提出してください。

- ④提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。
- ⑤応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。
- ⑥提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後

であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メールにより以下の通り提出してください。

① Jグランツの場合

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

② 電子メールの場合

応募書類を電子メールで「yoneyama-hiroshi★meti.go.jp」宛に送付してください。(★を@に変えて送信してください。)

③ 紙媒体による提出の場合

やむを得ない理由により①Jグランツ又は②電子メールによる提出により難しく紙媒体による提出の場合は、持参又は郵送等により以下に提出してください。

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

担当：米山

※Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※FAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合、メールサイズが大きいことにより受信出来なかった場合は審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して提出してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準③、⑤及び⑥を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

①事業計画内容の適切性、効率性

- ・補助要件に基づく適正な執行及び予定件数を執行できる計画となっているかを審査します。

②補助金額の適切性

- ・経費の積算（見積内容）が合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているかを審査します。

③間接補助事業の実施体制の適切性

- ・本事業を適切かつ効率的に遂行できる業務実施体制を有しているかを審査します。

④間接補助事業の審査方法の適切性

- ・交付決定時又は確定時における審査の方法等が適切かを審査します。

⑤技術的能力（知見、能力）の有無

- ・関連事業に関し過去に実績がある等、当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有しているかを審査します。

⑥経理的基礎の有無

- ・当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているかを審査します。

（３）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

８． 交付決定について

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

９． 補助対象経費の計上

（１）補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。なお、最終的な補助対象経費については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

経費項目	内 容
事業費	ＳＳ過疎地等の自治体が燃料供給体制に係る計画を策定する事業に要する経費
人件費	補助事業に直接従事する者の人件費
事務費	委員会費、委員等謝金、会場借料、旅費、業務委託費、資機材レンタル料、臨時雇用費、消耗品費、通信運搬費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費 (取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産の取得に係る経費を除く)

※なお、最終的な補助対象経費については、経済産業省と調整した上で決定する。

(２) 直接経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

(３) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者が仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

10. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業大臣に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額

を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（９）補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

（１０）提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

（１１）国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※１の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション※２に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

（※１）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※２）法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

１１．問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

担当：米山

E-mail：yoneyama-hiroshi★meti.go.jp（★を@に変えて送信してください。）

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

間接補助事業の内容について

1. 間接補助事業の内容

ＳＳ過疎市町村等が、将来の地元の燃料アクセスの維持の観点から維持することを目指すＳＳ数等の目標、その目標の期日、維持するＳＳが将来にわたって持続可能な形態、その他必要な事項をとりまとめた「自主行動計画」の策定事業（以下これらを総称して「間接補助事業」という。）に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業を実施する民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対して補助するものです。

※補助事業者は、それぞれの事業について審査基準を明確化し、間接補助事業を行う者の財務状況等を踏まえた助成の要否の審査を行うものとする。

2. 補助対象経費

上記に係る人件費、検討会費、調査費、等

3. 補助率

定額補助（１０／１０）

4. 補助対象経費上限（予定）

上限１，０００万円

5. 募集方法

公募による受付

(様式)

受付番号
※記載不要

経済産業省 宛て

令和３年度「石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（次世代燃料供給
体制構築支援事業のうちＳＳ過疎地対策計画策定支援事業に係るもの）」
申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき